

大阪府指定出資法人への人的関与の再点検に関する意見書
(大阪信用保証協会)

平成26年9月

大阪府指定出資法人評価等審議会

1 今回の再点検について

昨年度、指定出資法人の人的関与の再点検を行った『大阪信用保証協会』の理事長（常勤）ポストについて、改めて再点検の必要が生じたので、法人所管部局に対するヒアリング及び質疑を実施し、審議会として以下のとおり意見をとりまとめた。

■大阪府指定出資法人評価等審議会

日 程：平成26年9月10日（水）

議 題：指定出資法人の人的関与のあり方について（大阪信用保証協会）

2 大阪信用保証協会の「理事長（常勤）ポスト」について

《前回再点検の結果（理事長（常勤））》

理事長には、府関係者が就任する必要性が認められる（平成25年12月 審議会意見書）

*H26.5.19 付で、大阪市信用保証協会と合併し大阪信用保証協会（再点検時は、「大阪府中小企業信用保証協会」）となる。

《新たな動き（公募による「理事長候補者」の選定）》

■国において、理事長候補となる理事については任命権者と任命を受けた者の出身母体が同じ地方公共団体であることによる批判を受けないよう、公募や第三者委員会の関与等の透明性の高い手続きを通じて任命することとし、保証協会法施行規則や監督指針の改正手続きが進められているところ。

■公募実施により、府関係者の就任ポスト（府関与ポスト）を見直す必要がある。

《今回の再点検対象ポスト》

理事長（常勤）の公募化後における府関与ポスト

3 審議会意見

常勤役員ポストに、引き続き府の関係者が就任する必要性が認められる

【理 由】

- ・当法人は、中小企業施策の根幹をなす制度融資等による適正な信用保証業務を行うため府が主体となって設立した法人であり、信用保証制度をベースとした金融セーフティネットの維持・向上など地域金融政策を府と協調して推進することが求められる。また、制度融資等に対する損失補償（H25年度・約53億円）など、府財政に多大な影響を与えるリスクを踏まえた求償権の適正管理を行う必要がある。
- ・以上の点から、前回再点検時において、府の人的関与は必要としたが、その状況については、法人合併後も大きな変化はないことを確認した。
- ・加えて、大阪市信用保証協会との合併後の円滑な法人運営に向け、新たに人事管理面やシステム統合等といったミッションも顕在化してきている。
- ・今般、国において、協会の理事長は公募等の透明性の高い手続きを通じて任命するよう、保証協会法施行規則や監督指針の改正手続きが行われることから、府の人的関与が不可能となるため、審議会としては、常勤役員ポストへ、引き続き府の関係者が就任する必要があると認める。
- ・なお、法人の経営・運営状況をはじめプロパー職員の育成状況等や現専務理事ポストには、市信用保証協会との合併や法人運営等に携わってきた役員が就任中であることなど、法人に与える影響を総合的に勘案のうえ、府関係者の就任ポストや時期について適切に対応されたい。